

しゅうなん元気活動支援事業助成金交付要綱

(助成金の交付目的)

第1条 しゅうなん元気活動支援事業助成金（以下「助成金」という。）は、市内で活動する市民活動団体の自主的・主体的な活動に必要な経費の一部を助成することにより、市民活動の促進を図り、もって市民主体の活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市民活動」とは、市民の自主的かつ主体的な営利を目的としない活動のうち、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動並びに地縁に基づき地域社会の維持・発展を図る活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この要綱において、「市民活動団体」とは、市民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その行なう活動が次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- (4) 営利を目的とするものでないこと。

(助成対象団体)

第3条 助成事業の対象者は、主に周南市において市民活動を推進する団体であって、その組織の運営に関する規則（会則等）の定めがあり、継続的に活動を行っているもの及び行なう意思のあると認められるものとする。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、市民活動団体が活動の第

一歩として新たに行う事業、または新たな展開を図ろうとする事業であって、地域社会が抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む事業とする。

- 2 助成対象事業が国又は地方公共団体から他制度による補助、助成又は委託を受ける場合は、前項の規定にかかわらず助成対象外とする。
- 3 毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間において実施する事業であること。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、助成事業の実施に直接要するものであって、別表に掲げるものとする。ただし、第2項及び第3項に掲げる経費は助成対象から除くものとする。

- 2 懇親会費その他当該事業の実施にかかる直接経費と認められない経費。
- 3 土地、建物、設備などの取得、整備に要する経費。

(助成率)

第6条 助成率は、10分の10以内とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、1事業10万円を上限とし、助成金の額の総額は予算の範囲内とする。

(助成の制限)

第8条 同一団体への助成は、原則として、単年度かつ1回限りの助成とする。

(助成金の交付申請)

第9条 市民活動団体は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が別に定める期日までに、様式第1号による助成金交付申請書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の書類を提出した市民活動団体は、あらかじめ理事長が通知した日時に事業計画に関する事業説明会を行うものとする。

(助成金の交付決定)

第10条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金の交付決定を行い、様式第2号による助成金交付決定通知書に

より市民活動団体に通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付すことができる。

(事業計画の変更承認申請)

第11条 市民活動団体は、助成事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- 2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、助成目的の達成に支障を来すことのない事業計画の一部の変更とする。軽微な経費の変更は、助成対象となる経費の総額の20%以内の変更をいう。ただし、助成金の額に変更が生じる場合は、この限りではない。

- 3 理事長は、前項の承認に際して必要な条件を付すことができる。

(事業計画の中止(廃止)の届出)

第12条 市民活動団体は、事業を中止(廃止)しようとするときは、あらかじめ様式第4号による事業中止(廃止)届出書を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 市民活動団体は、助成事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第5号による助成事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第14条 理事長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を様式第6号による助成金確定通知書により助成対象団体に通知し、助成金を交付するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、事業の円滑な遂行を確保する上で必要があると認めるときは、第10条の規定にかかる金額の範囲内で、概算払いにより助成金を交付することができる。

(助成金の請求)

第15条 市民活動団体は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第7号による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の経理等)

第16条 市民活動団体は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第17条 理事長は、市民活動団体が次の各号の一に該当するときは、助成金額の確定の有無にかかわらず、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付に際して付された条件に違反したとき。
- (3) 助成事業の執行方法が不相当と認められたとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月5日から施行する。

別表

費 目	種 類
報 償 費	講師・専門家等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅 費	交通費・通行料金・宿泊費等
消 耗 品 費	事務用品・用紙等、助成事業実施のために必要な会議でのお茶代等
原 材 料 費	資材等の購入費
印 刷 製 本 費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷費
書 籍 購 入 費	書籍等の購入費等
筆 耕 翻 訳 費	通訳・翻訳・原稿料等
通 信 運 搬 費	郵送料等、通信運搬に係る経費
手 数 料	外部業者への委託料及び手数料
保 険 料	助成事業の実施に係る保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、会場設営費用、車両・機械等の賃借料等
備 品 購 入 費	助成事業の実施に必要な備品及び器材の購入費
そ の 他 の 経 費	その他理事長が認める経費

様式第1号

令和 年 月 日

公益財団法人 周南市ふるさと振興財団

理事長 藤井律子様

申請者 団体名

代表者

印

令和 年度 しゅうなん元気活動支援事業助成金交付申請書

上記の助成金について、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 助成事業計画書 別紙のとおり
- 2 助成事業に要する経費及び助成金交付申請額
 - (1) 助成事業に要する経費 () 円
 - (2) 助成対象となる経費 () 円
 - (3) 助成金交付申請額 () 円
- 3 申請団体の概要

ふりがな 団体の名称		会員数	
ふりがな 代表者名		設立年月日	
所在地 (連絡先)	【住所】〒 【電話】 【Eメール】 【担当者名】 【FAX】		
団体活動概要			

助成事業計画書

1 事業内容

(1)事業の名称	
(2)事業を行う理由と目的	
(3)事業を行なうことで起こる社会や地域の変化	
(4)事業内容及び方法	
(5)助成金の主な用途	
(6)推進体制	
(7)事業期間	開始予定日 令和 年 月 日 完了予定日 令和 年 月 日

- (注) 1 組織の運営に関する規則（会則等）を添付すること。
2 その他参考資料があれば、添付すること。

2 助成事業収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

収入区分	予算額	摘要
助成金		しゅうなん元気活動支援事業助成金
(自己資金等)		
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	予算額	左の積算内訳
報償費		
旅費		
消耗品費		
原材料費		
印刷製本費		
書籍購入費		
筆耕翻訳費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他の経費		
合計		

- (注) 1 その他補足資料があれば添付すること。
 2 収入の部の予算額合計と支出の部の予算額合計は原則として一致させること。

様

公益財団法人 周南市ふるさと振興財団
理事長 藤井律子

令和 年度 しゅうなん元気活動支援事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度しゅうなん元気活動支援事業助成金については、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付要綱第10条の規定に基づき、次の条件を付けて金 円を交付します。

【条件】

- 1 助成金交付の対象となる事業内容及び助成事業の収支の額は、助成金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業内容及び経費の変更をしようとするときは、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付要綱第11条の規定に基づき、あらかじめ承認を受けること。
- 3 事業を中止（廃止）しようとするときは、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付要綱第12条の規定に基づき、あらかじめ理事長に届け出ること。
- 4 助成金額の確定は、助成事業に要した実支出額（助成対象経費に限る。）又は助成金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
- 5 この助成金を受けた者は、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第4号

令和 年 月 日

公益財団法人 周南市ふるさと振興財団

理事長 藤井律子様

申請者 団体名

代表者

⑩

令和 年度 しゅうなん元気活動支援事業中止（廃止）届出書

令和 年 月 日付け周ふ公財第 号で交付決定通知のありました令和 年度しゅうなん元気活動支援事業について下記のとおり中止（廃止）したいので、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

記

1 事業の名称

2 事業の中止（廃止）の理由

3 事業の中止（廃止）後の措置

様式第5号

令和 年 月 日

公益財団法人 周南市ふるさと振興財団
理事長 藤井律子様

申請者 団体名

代表者

⑩

令和 年度 しゅうなん元気活動支援事業助成金に係る助成事業の実績報告書

令和 年 月 日付け周ふ公財第 号で交付決定通知のありました令和 年度しゅうなん元気活動支援事業を完了しましたので、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付要綱第13条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙（様式第5号関係）

1 助成事業の内容

ふりがな 団体の名称		ふりがな 代表者名	
所在地		電話番号	

助成事業名	しゅうなん元気活動支援事業	事業費	総事業費
事業名			円
実施期間			助成金額
			円
事業の目的			
事業内容と 事業の結果			
事業を経て 生じた社会や 地域の変化			
推進体制			
今後の 取り組み予定			

(注) 写真・関係資料等を添付のこと。

2 助成事業収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

収入区分	決算額	摘要
助成金		しゅうなん元気活動支援事業助成金
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	決算額	摘要
報償費		
旅費		
消耗品費		
原材料費		
印刷製本費		
書籍購入費		
筆耕翻訳費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他の経費		
合計		

- (注) 1 収支の事実を明確にした証拠書類（写し）を添付すること。
 2 その他補足資料があれば添付すること。

様

公益財団法人 周南市ふるさと振興財団
理事長 藤井律子

令和 年度 しゅうなん元気活動支援事業助成金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のありました令和 年度しゅうなん元気活動支援事業については、次のとおり助成金の額を確定したので、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付要綱第14条の規定により通知します。

1 交付確定額	円			
2 事業の名称				
3 事業の経費 精算額	円			
4 助成対象金額	円			
5 助成率				
6 交付決定額	円			
	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 交付決定通知書 周ふ公財第 号 令和 年 月 日 </div>			
7 交付決定額 －交付確定額	円			
8 助成金の 既交付額	令和 年 月 日交付	円		
	令和 年 月 日交付	円		
	令和 年 月 日交付	円		
	計	円		
9 助成金の 未交付額 (超過交付額)	円 (交付決定額－既交付額)			

公益財団法人 周南市ふるさと振興財団
理事長 藤井律子様

申請者 団体名

代表者

⑨

令和 年度 しゅうなん元気活動支援事業助成金（概算払）請求書

令和 年 月 日付け周ふ公財第 号で交付決定通知のありました令和 年度しゅうなん元気活動支援事業助成金について、しゅうなん元気活動支援事業助成金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金	円也
---	----

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払受領額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 未交付額【1 - (2+3)】 円
- 5 口座振込依頼

金融機関名	
支店・支所名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義人	

※間違いのないよう正確に記入のこと。